

日本 MySQL パートナー会 (JMPA) 細則

1. 会員規定
2. 支部に関する規定
3. 部会に関する規定
4. 事務局規定
5. JMPA ウェブサイト運営及び利用規定
6. 旅費宿泊費の支給に関する規定
7. 設立基金に関する規定

会員規定

第1章 正会員

(定義)

第1条 本会の正会員は、本会の主旨に賛同し、日本国内における MySQL の普及促進の主旨に賛同する企業、法人、団体とする。

(入会)

第2条 本会の正会員になろうとするものは、以下の手続きを経て、役員会の承認を得なければならない。

1) 推薦

正会員になろうとするものは、1以上の正会員の推薦を必要とする

2) 申込

所定の正会員入会申込書を会長に提出する

3) 役員会

会長は、入会申込書を受理した日から30日以内に役員会を開催しなければならない

4) 決定と通知

役員会で決定した結果は、決定から30日以内に会長名で文書を持って通知する

5) 資格授与

会費の納入を持って、正会員とする

(会費)

- 第3条 本会の正会員になろうとするものは、会費を納入しなければならない。
- 2 会費は承認の通知を受領した日または会計年度開始後 30 日以内に納入するものとし、その金額は別途定める。
 - 3 納入された会費は、いかなる事由によっても返還されない。

(正会員の権利)

- 第4条 本会の正会員は、以下の権利を有する。
- 1) 総会及び運営委員会における議決権及び選挙権
 - 2) 総会及び運営委員会での発言権
 - 3) 支部及び部会へ参加する権利
 - 4) 本会の運営に携わる権利
 - 5) 本会より提供される一切の広告、告知を利用する権利
 - 6) その他、役員会が定める、正会員に与えられる権利

(資格の喪失)

- 第5条 本会の正会員は、以下の条件に該当したとき、その資格と権利を喪失する。
- 1) 会則第 10 条の規定により退会したとき
 - 2) 本規定第 20 条に定めた会費の滞納があったとき
 - 3) 破産または破産勧告を受けたとき
 - 4) 禁治産者または準禁治産者の宣告を受けたとき
 - 5) 会則第 12 条の規定により除名されたとき

(資格の喪失に伴う責務)

- 第6条 本会の正会員は、第 5 条の規定により資格を喪失した場合においても、以下の責務を負う。
- 1) 職務の引継ぎ
 - 2) 滞納した会費の納入
 - 3) 本会に与えた損害及び債務の精算
 - 4) その他役員会が必要と認めた責務
- 2 役員会に承認され、会長名での文書での通知により当該責務を終了する。

第2章 賛助会員

(定義)

第7条 本会の賛助会員は、本会の主旨に賛同した企業、法人、団体とする。

(入会)

第8条 本会の賛助会員になろうとするものは、以下の手続きを経て、役員会の承認を得なければならない。

1) 推薦

賛助会員になろうとするものは、1以上の正会員の推薦を必要とする

2) 申込

所定の賛助会員入会申込書を会長に提出する

3) 役員会

会長は、入会申請を受理した日から30日以内に役員会を開催しなければならない

4) 決定と通知

役員会で決定した結果は、決定から30日以内に会長名で文書を持って通知する

5) 資格授与

協賛金の納入を持って、賛助会員とする

(協賛金)

第9条 本会の賛助会員になろうとするものは、協賛金を納入しなければならない。

2 協賛金は承認の通知を受領した日または会計年度開始後30日以内に納入するものとし、その金額は一口年6万円とする。

3 納入された協賛金は、いかなる事由によっても返還されない。

4 別途役員会が定めることにより、協賛金を減額または免除する場合がある。

(賛助会員の権利)

第10条 本会の賛助会員は、以下の権利を有する。

1) 議長が認めた総会での発言権

2) 運営委員会での議決権

3) 支部及び部会へ参加する権利

4) 役員会が認めた本会の運営に携わる権利

5) 本会より提供され役員会が認めた広告、告知を利用する権利

6) その他、役員会が定める、賛助会員に与えられる権利

(資格の喪失)

第11条 本会の賛助会員は、以下の条件に該当したとき、その資格と権利を喪失する。

1) 会則第10条の規定により退会したとき

- 2) 本規定第 20 条に定めた協賛金の滞納があったとき
- 3) 破産または破産勧告を受けたとき
- 4) 禁治産者または準禁治産者の宣告を受けたとき
- 5) 会則第 12 条の規定により除名されたとき

(退会条件)

第12条 本会の賛助会員は、役員会に承認され、会長名での文書での通知により退会できる。ただし、本会に損害を与えた場合、その精算の義務が生じる。

第3章 一般会員

(定義)

第13条 本会の一般会員は、本会の趣旨に賛同する個人とし、本会が定めた活動に参加できるものとする。企業・法人・団体が参加を希望する場合においても、活動に参加する担当者個人の登録とする。1 企業団体等が複数の担当者を登録することを妨げない。

(入会)

第14条 本会の一般会員になろうとするものは、以下の手続きを経て、会長の承認を得なければならない。

- 1) 申込
所定の一般会員入会申込書を会長に提出する
- 2) 決定と通知
会長は、入会申込書を受理した日から 30 日以内に入会可否を決定し、会長名で文書を持って通知する
- 3) 資格授与
決定の通知を持って一般会員とする

(会費等)

第15条 本会の一般会員の会費は無料とする。

- 2 本会の定める行事等に参加する場合、定められた参加費等は納入しなければならない。
- 3 納入された参加費等は、いかなる事由によっても返還されない。
- 4 別途役員会が定めることにより、参加費等を減額または免除する場合がある。

(一般会員の権利)

第16条 本会の一般会員は、以下の権利を有する。

- 1) 会長が認めた場合の総会の傍聴
- 2) 本会の行事に参加する権利
- 3) 本会が発信する情報、広告、告知を閲覧する権利
- 4) その他、役員会が定める、一般会員に与えられる権利

(資格の喪失)

第17条 本会の一般会員は、以下の条件に該当したとき、その資格と権利を喪失する。

- 1) 会則第 10 条の規定により退会したとき
- 2) 禁治産者または準禁治産者の宣告を受けたとき
- 3) 会則第 12 条の規定により除名されたとき

(退会条件)

第18条 本会の一般会員は、第 17 条に定める資格の喪失があった時点で退会となる。
ただし、本会に損害を与えた場合、その精算の義務が生じる。

第4章 共通

(会費等の納入先)

第19条 会費、協賛金および参加費等(以下 会費等)の納入期日、納入方法、納入先は、その請求書等に記載する。

(会費等の滞納)

第20条 会費等を 1 ヶ月以上滞納した場合は、会員の権利を停止されることがある。
2 会員が会費等を 2 ヶ月以上滞納した場合は会員の資格を失うものとする。

(会員の個人情報利用規定)

第21条 会員の登録及び活動において知りえた個人情報は、適切に管理し、本会の定める個人情報保護規定に基づき利用する。

支部に関する規定

(設置)

第1条 正会員および賛助会員は、文書によって事務局へ支部設置の申請を行うこと

ができる。

- 2 事務局は次回開催の役員会に議案として提出し、審議結果を申請者に報告しなければならない。

(運営)

第2条

支部長は、支部に参加している正会員の互選により選出する。但し、役員会が重要と判断し設置した支部は理事が支部長を務める。

- 2 支部長は次回開催の総会において理事に立候補しなければならない。
- 3 支部長の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。
- 4 正会員及び賛助会員は希望する支部に参加できる。その手続きは、支部の定めるところとする。
- 5 支部長の裁量により、一般会員の参加を認めることができる。
- 6 支部長は支部の成果を役員会へ報告しなければならない。
- 7 本会の名称を使用し対外的な活動を行う場合は、事前に役員会の承認を得なければならない。但し、対外的な活動が急を要する場合は、役員会メンバーの仮承認を受けることができる。この場合も次回役員会に議案提出し、正式承認を受けなければならない。

(解散)

第3条

支部は支部所属の会員の3分の2以上の同意の上で、事務局に解散の申請を行い、役員会が承認しなければ解散することはできない。但し、役員会が支部の解散を決議した時はその限りではない。

部会に関する規定

(設置)

第1条

正会員および賛助会員は、文書によって事務局へ部会設置の申請を行うことができる。

- 2 事務局は次回開催の役員会に議案として提出し、審議結果を申請者に報告しなければならない。

(運営)

第2条

部会の長は、部会に参加している正会員の互選により選出する。但し、役員会が重要と判断し設置した部会は理事が長を務める。

- 2 部会の長は次回開催の総会において理事に立候補しなければならない。

- 3 部会の長の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。
- 4 正会員及び賛助会員は希望する部会に参加できる。その手続きは、部会の定めるところとする。
- 5 部会の長の裁量により、非会員も部会へ参加を認めることができる。
- 6 部会の長の裁量により、一般会員の参加を認めることができる。
- 7 部会の長は部会の成果を役員会へ報告しなければならない。
- 8 本会の名称を使用し対外的な活動を行う場合は、事前に役員会の承認を得なければならない。但し、対外的な活動が急を要する場合は、役員会メンバーの仮承認を受けることができる。この場合も次回役員会に議案提出し、正式承認を受けなければならない。

(解散)

- 第3条 部会は部会所属の会員の3分の2以上の同意の上で、事務局に解散の申請を行い、役員会が承認しなければ解散することはできない。但し、役員会が部会の解散を決議した時はその限りではない。

事務局規定

(職員)

- 第1条 職員は事務局長が任命し、役員会の承認を得なければならない。

(職務)

- 第2条 事務局は会長および役員会の補佐を目的に、次の職務を行う。

- 1) 会員の入会・退会事務処理および会員台帳の整備
- 2) 会議の資料・議事録作成および保管
- 3) 総会議事録の正会員への通知
- 4) 事業計画・予算書の草案作成
- 5) 正会員の募集、会費の納入・管理
- 6) 賛助会員の募集、協賛金の納入・管理
- 7) 設立基金の納入・管理
- 8) 一般会員の募集
- 9) 会計処理
- 10) 会長から委託があった場合の通帳・公印の管理
- 11) JPMA ウェブサイトの運営
- 12) イベントの管理

13) その他役員会の定める、本会の運営に必要な事項

(報酬)

- 第3条 事務局長および職員は原則無報酬とする。
- 2 役員会の承認により、報酬を支払うことが出来るものとする。その場合、直後に開催される総会に報告しなければならない。

(職務の外部委託)

- 第4条 役員会の承認により、職務の全部または一部を外部に委託することが出来る。その場合、直後に開催される総会に報告しなければならない。

JMPA ウェブサイト運営及び利用規定

(情報等の公開)

- 第1条 本会は、本会により提供される一切の情報、データ、プログラム及びそのソースおよび JMPA ウェブサイト利用者により投稿された一切の情報、データ、プログラム及びそのソース(以下「情報等」という。) 会員がウェブサイトに登録した情報等に対して、本人への事前通告無しに、題名の変更、本会内での複写、移動などを行うことができる。
- 2 本会は、会員がウェブサイトに登録した情報等を、本人の承諾を得ること無くこれを編集し再利用することができる。ただし、個人を特定する氏名、メールアドレス、住所、電話番号、FAX 番号等の情報については、この限りではない。

(情報等の投稿)

- 第2条 会員がウェブサイトに投稿する情報等は、第三者の著作権など、その他権利を侵害するものであってはならない。
- 2 前項に定める規定について生じたいかなる紛争、損害に対して本会は一切その責任を負わないものとする。

(情報等の削除)

- 第3条 本会は、会員がウェブサイトに登録した情報等に対して、一定の期間または量を越えた場合など保守管理上の理由により、会員へ事前に通告することなくこれを削除することができる。

(アカウントおよびパスワードの管理責任)

- 第4条 本会より付与されたアカウントおよびパスワードは、第三者に譲渡もしくは利用させる、売買、名義変更、質入などを行うことはできない。
- 2 会員は、会則および細則に定める事項に基づき、付与されたアカウントおよびパスワードの管理、使用について一切の責任を持ち、本会に損害を与えることのないものとする。
 - 3 会員は、付与されたアカウントおよびパスワードの利用について、一切の債務を支払うものとする。

(免責)

- 第5条 JMPA ウェブサイトによって、会員及び第三者が不利益を受けることがあっても、本会は一切の責任を負わないものとする。

旅費宿泊費の支給に関する規定

(支給対象者)

- 第1条 旅費宿泊費の支給対象者は次のものとする。
- 1) 役員会の命により出張する役員および正会員
 - 2) 役員会が招待する講師等
 - 3) その他役員会が特別に認めた者

(旅費の支給)

- 第2条 旅費は次の規定により支給する。
- 1) 片道 1,000 円を超える場合の実費
 - 2) 片道 2 時間を超える場合の指定席券の利用時における実費
 - 3) 片道 4 時間を超える場合の航空機の利用時における実費
 - 2 グリーン車、ファーストクラス等の利用は、原則認めない。
 - 3 タクシーの利用は、他の交通機関の利用が不可能な場合を除き、原則認めない。

(宿泊費の支給)

- 第3条 宿泊費は次の規定により支給する。
- 1) 片道 3 時間を超える場合に一泊 10,000 円(日当含む)を支給する。

(支給の特例)

第4条 事務局長が特に認めた場合は、この規定外の支給を行う場合がある。この場合は、支給後に開催される役員会にて承認を得なければならない。

設立基金に関する規定

(設立基金)

- 第1条 初めて役員となるものはその初年度に、設立基金を納めなければならない。
- 2 設立基金は役員となることが決定した後 30 日以内に納入するものとし、その金額は20万円とする。
 - 3 設立基金は、いかなる事由によっても返還されない。

付 則

第1条 この細則は、平成17年4月13日から施行する。

第2条 平成18年4月14日 変更。